

令和5年度 全国安全週間県下一斉安全パトロール等実施要領

1 趣 旨

「令和5年度全国安全週間」の実施に当たり、山形労働局は「令和5年度全国安全週間実施要綱」に基づき、「第14次労働災害防止計画」（2023年度から2027年度）の目標達成に向け、労働災害のさらなる減少につなげるために、事業主、関係団体等に対し自主的な安全管理活動の推進を呼びかけ、また、広く県民の安全意識の高揚を促すこととし、全国安全週間（本週間7月1日～7日、準備期間6月1日～6月30日）に県下一斉安全パトロール等の実施を主唱する。

2 県下一斉安全パトロール実施日

令和5年7月4日（火）

3 主 唱 者

山形労働局・各労働基準監督署

4 実施事項

（1）主唱者の実施事項

山形労働局長・各労働基準監督署長等が自ら安全パトロールを実施する。

安全パトロール等が円滑に実施できるよう労働災害防止団体ほか関係事業者団体等（以下「労働災害防止団体等」という。）に必要な指導援助を行う。

労働災害が増加傾向にある業種の事業場等に対し積極的に安全パトロール等の趣旨や具体的実施事項について周知徹底を図る。

（2）労働災害防止団体等の実施事項

全国安全週間準備期間中及び本週間の実施事項については、全国安全週間実施要綱で定められているもののほか、次に掲げる事項とする。

会員事業場における自主的な安全管理活動の活性化を促進するため、安全パトロール等の趣旨を周知する。

会員事業場が実施する実施事項についての指導援助を行う。

（3）各事業場の実施事項

事業者は、全国安全週間または準備期間中に自社が行う安全衛生活動が「令和5年度全国安全週間実施要綱」の「10 実施者が継続的に実施する事項」を踏まえた内容となっているかについて再点検するとともに、特に、次に掲げる重点事項については安全活動としての確実な実施を目指す。

安全管理体制の強化と安全水準の向上を図り、かつ、継続的な安全活動の定着に向けた取組を展開する。

（ア）経営トップによる職場巡視

（イ）4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動、危険箇所の表示等の危険の「見える化」等を活用した転倒災害防止対策の推進

（ウ）「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を活用した総点検（安全パトロール）の実施

（エ）「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底

（オ）機械・設備に対する定期点検の励行及び適正な補修等の実施

(カ) 機械等の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ防止対策の実施

(キ) 荷役作業中の労働災害防止対策の推進

(ク) 高所作業における墜落・転落防止対策の徹底

建設業においては、上記の事項のほか、次の事項に係る安全対策の徹底を図る。

(ア) 足場先行工法、手すり先行工法の活用等による墜落災害防止対策の徹底

(イ) 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用の励行

(ウ) 土砂崩壊災害防止対策の徹底

(エ) 車両系建設機械に係る災害防止対策の徹底

(オ) 熱中症予防対策の推進

(カ) 適正な保護具の使用

(キ) 伐木作業におけるかかり木等の処理及び造材作業における安全対策の推進

林業においては、上記の事項のほか、次の事項に係る安全対策の徹底を図る。

(ア) 適正な保護具、保護衣等の使用

(イ) 伐木作業におけるかかり木等の処理及び造材作業における安全対策の徹底

(ウ) 車両系木材伐出機械に係る災害防止対策の徹底

(エ) 土砂崩壊災害防止対策の推進

(オ) 熱中症予防対策の推進

上記事項が安全活動として実践されているかについて確認、検証するための安全パトロールを実施する。

なお、パトロール実施者及び実施方法等については各事業場の実情に応じて決定して差し支えないこととする。